

自立と分散で豊かな日本を

新たな国づくりのための税制について

(案)

自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

新たな国づくり税制調査会

青森県知事	三村 申吾
山形県知事	吉村美栄子
石川県知事	谷本 正憲
福井県知事	西川 一誠
山梨県知事	横内 正明
長野県知事	阿部 守一
三重県知事	鈴木 英敬
奈良県知事	荒井 正吾
鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口善兵衛
高知県知事	尾崎 正直
熊本県知事	蒲島 郁夫

はじめに

我が国は戦後、人・物・資本を都市に集中投資することによって、短期間に高度経済成長を達成しました。その一方で、人口や企業の過度な集中に伴うさまざまな社会問題が発生するとともに、近年の円高や重い税負担、東日本大震災を契機としたリスク分散のため、企業の海外流出が加速しています。

また、都市・地方を問わない急速な高齢化、少子化とともに進む人口の減少など、我が国の経済社会は過去の歴史や世界の国々に範を求め得ない課題に直面しています。

経済・社会が成熟した我が国においては、集中と規模拡大という戦略ではなく、分散の発想の下での新たな国づくり戦略を描き、都市に集中する人・物・資本を国全体で活用し、日本全体がバランス良く発展できる国土構造を実現することが不可欠です。

地方には、今もなお、人と人とのつながりや絆の強さ、豊かな自然・文化・伝統、子育て世代や高齢者にやさしい居住環境などの魅力が残っています。また、森林等の水源かん養やCO₂吸収といった環境保全をはじめ、食糧やエネルギーの供給面でも大きな役割を果たしています。

将来にわたって誰もが安心して暮らせる豊かな社会を実現するためには、あらためて、地方と都市がお互いに補完し支え合う相互依存の関係を再認識し、地方の力を活かすための財源の確保、地域間の税収格差の是正が必要です。

『新たな国づくり』を目指す我々は、経済社会の構造変化に対応した望ましい国のかたちを創る過程において、これまでも税制が一定の役割を担ってきたことを踏まえ、国、地方自治体、国民、企業それぞれが力を発揮できる仕組みを構築すべく、国税、地方税を含め、我が国が中長期的な視点で取り組むべき課題への処方箋として、「新たな国づくりのための税制」をとりまとめました。

「新たな国づくりのための税制」は、特に重要かつ深刻な諸課題の解決に向け、新たに国策として行うべきもの、一部の地方で実施しているものを国策として行うべきもの、地方が自ら行うべきものという3つの視点を持って検討したものです。

新たな国づくりのための税制の視点

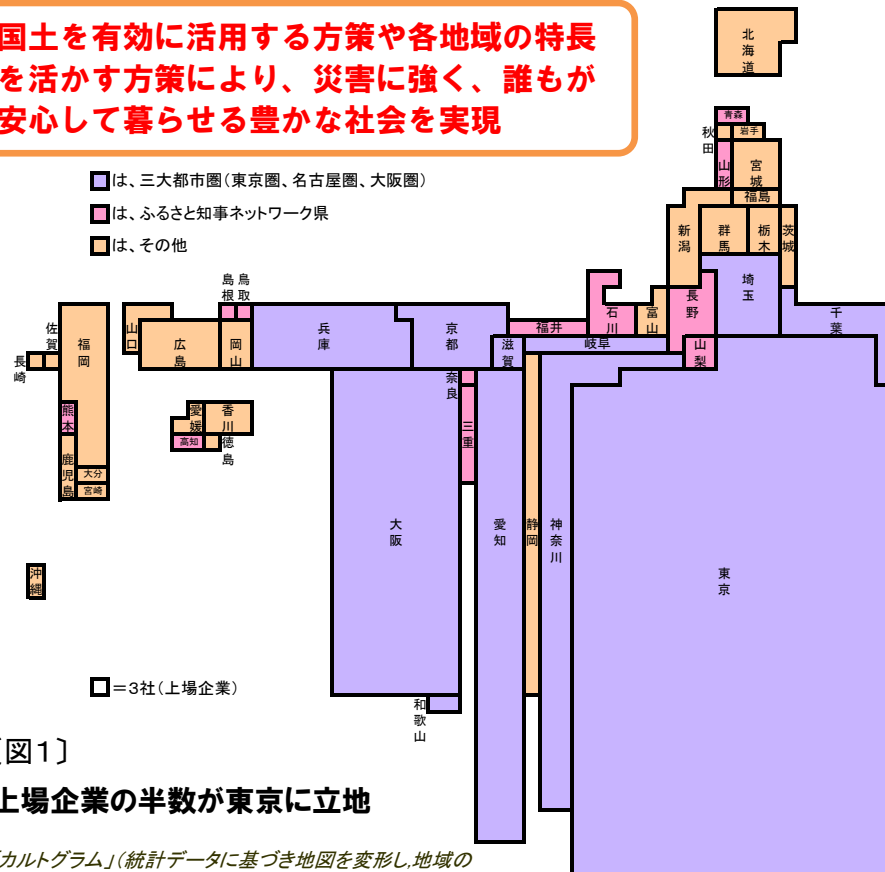
豊かな日本を創造するためには、現在の社会構造、国土構造を見直す必要があります

社会構造

○企業や産業の集中

- ・上場企業(本社)の約5割が東京に集中
東京都内 国内上場企業約4000社のうち約2000社が立地
大阪府内 // 約500社が立地
愛知県内 // 約240社が立地
- ・三大都市圏以外の地方圏における上場企業は全体の16.2%

国土を有効に活用する方策や各地域の特長を活かす方策により、災害に強く、誰もが安心して暮らせる豊かな社会を実現



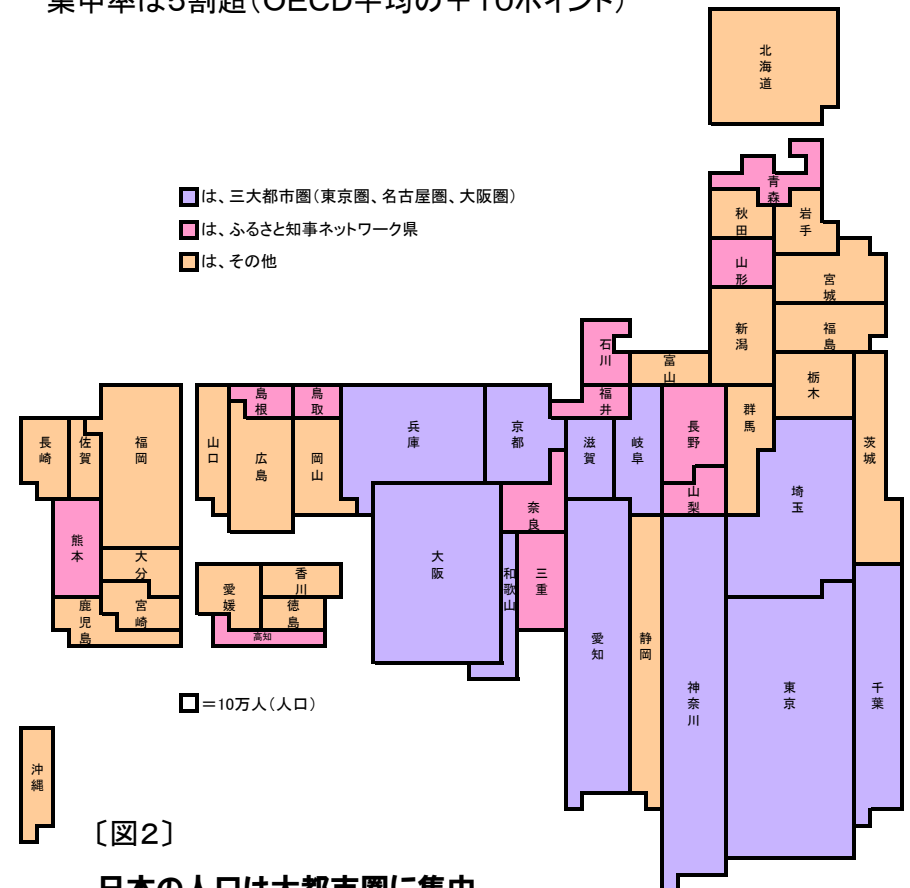
〔図1〕

上場企業の半数が東京に立地

※「カルトグラム」(統計データに基づき地図を変形し、地域の特徴を視覚的に表現する地図)の手法を用いて独自作成

○人口は大都市圏に集中

- ・東京への人口の一極集中が再び加速化
(1000万人→1100万人→1200万人→1300万人)
1962年 1966年 2000年 2010年
- ・三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)への人口集中率は5割超(OECD平均の+10ポイント)



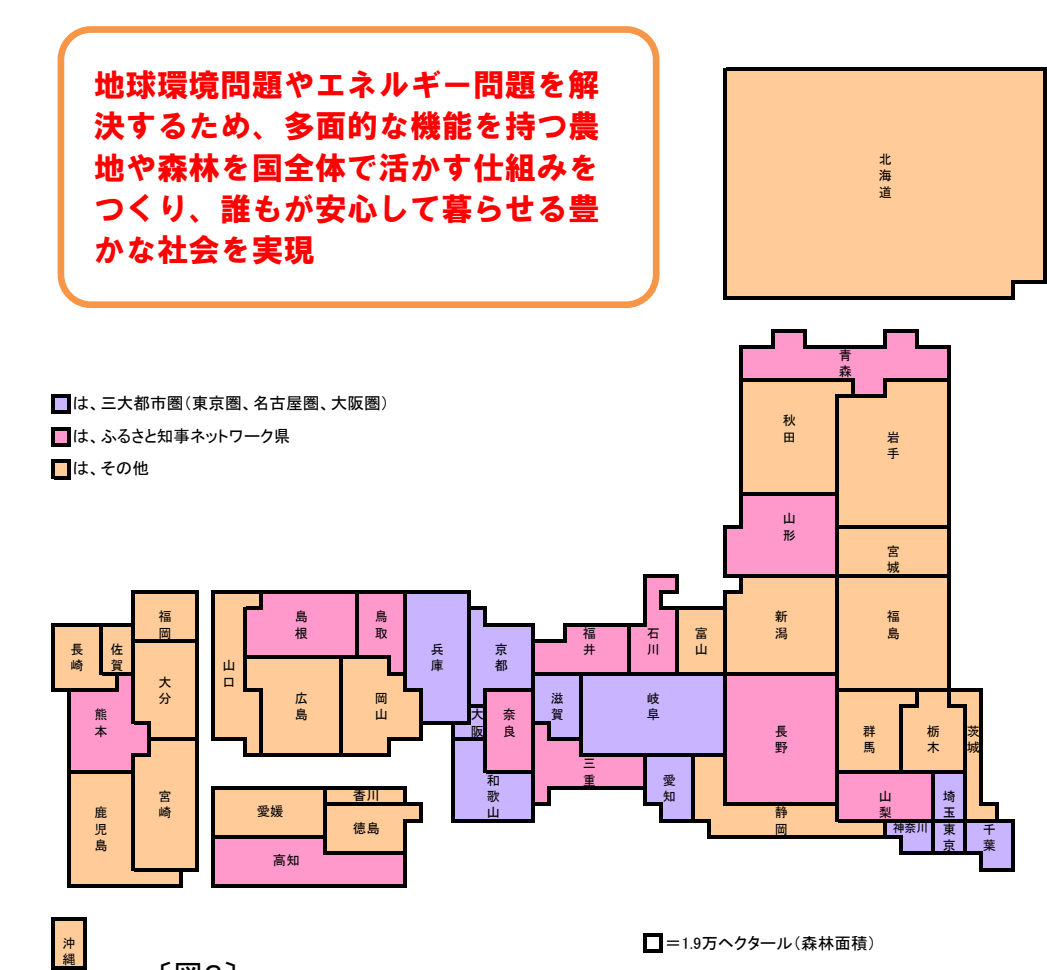
〔図2〕

日本の人口は大都市圏に集中

国土構造

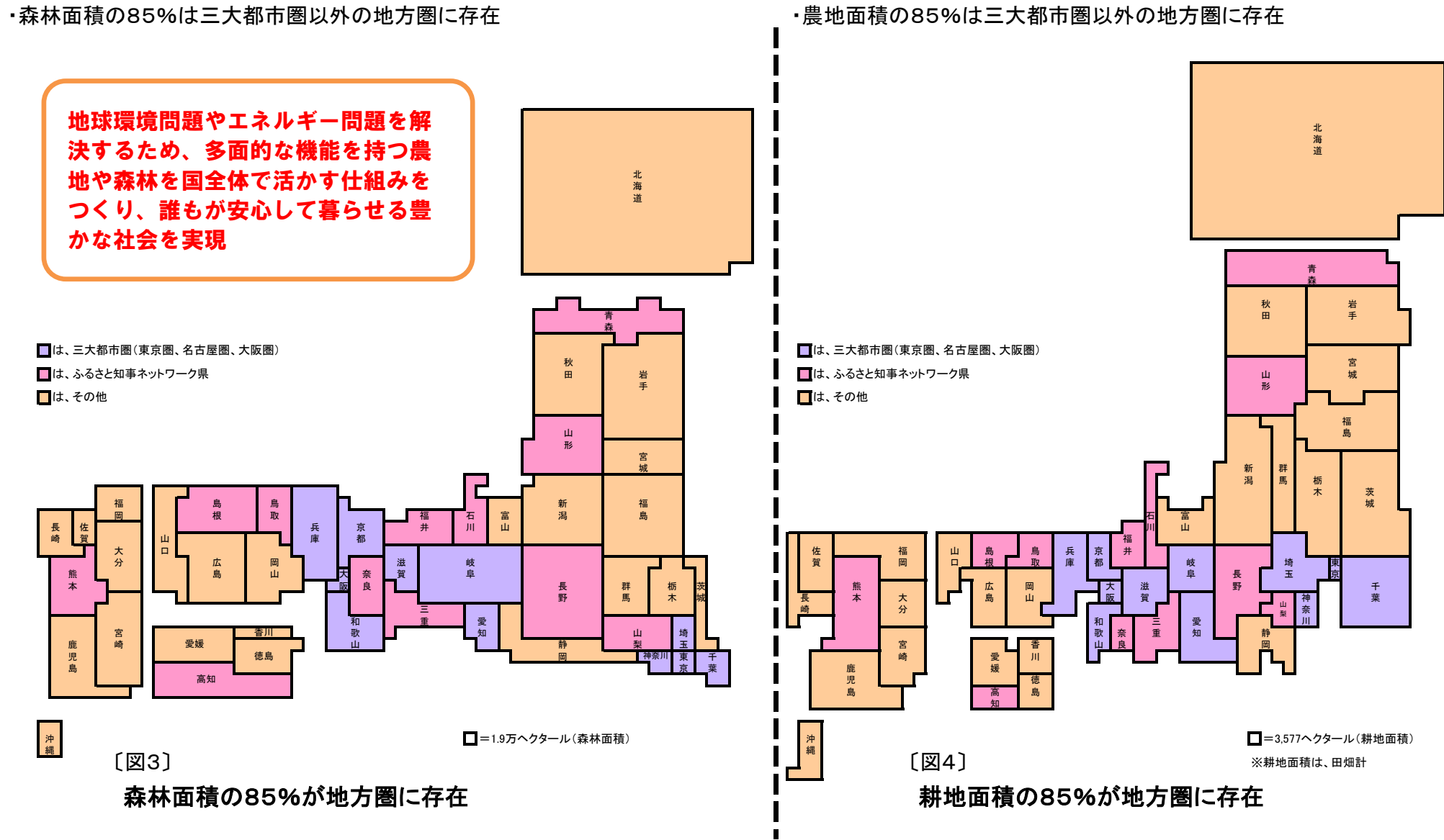
○豊かな森林や農地は地方に存在

・森林面積の85%は三大都市圏以外の地方圏に存在



〔図3〕

森林面積の85%が地方圏に存在



〔図4〕

耕地面積の85%が地方圏に存在

新たな国づくりのための税制提案

◎地方の力を活かし、国や大都市の課題を解決

I. 産業の空洞化防止および少子高齢化問題の解決 P 4

II. 地方の資源を活かし、我が国の環境・エネルギー問題を解決 P12

◎地方の力を活かすための必要条件

III. 地方の特色ある政策を実現する仕組みづくり P20

〔 税制を検討するに当たっての基本的な考え方 〕

この提言で示す「新たな国づくりのための税制」は、税制により政策を誘導することを重視しており、国税に限らず地方税にかかる税制についても言及しております。特に地方税においては、政策誘導機能の面と自治体間の税の帰属・偏在の両面において検証しております。

政策誘導面に着眼している提言の性格上、各項目においては増税・減税の提案を伴っておりますが、総額としての増税、あるいは減税を主張しているものではありません。

財政規模が小さい市町村をはじめとして、税源が乏しい自治体が減免等を実施する場合には、交付税等による財源保障を確保するなど、財政に影響が生じないように、市町村等関係機関との調整・協議を経た上で進めていく必要があると考えております。

I 産業の空洞化防止および少子高齢化問題の解決

【新たな国づくりのための税制】

- 1 企業の国内分散を促進する優遇税制の創設
- 2 三世代同居を促進する優遇措置の拡充
- 3 地方で高齢者受入れ施設の整備を促進する税制の創設

I 産業の空洞化防止および少子高齢化問題の解決

現状

- ◆企業と人口の都市への集中
- ◆少子高齢化の進展

- 本社や研究開発部門など企業の中核機能の多くが都市に集中することで、人口も都市に集中しています。
- また、東日本大震災後には、六重苦と言われる戦後最高水準の円高、過剰な雇用規制、海外に比べて高い法人税、強い温室効果ガス規制、自由貿易協定への対応の遅れ、電力供給の不安により、企業の海外流出が急速に進んでいます。
- 一方、我が国では、平均寿命の伸びや出生率の低下により、少子高齢化が急速に進んでいます。特に、都市では、今後急速に高齢者が増加することが見込まれています。

課題

- ◆災害リスクの増大や企業の海外流出による国内産業の空洞化
- ◆都市での出生率の低下と高齢者受入れ施設の不足

- 企業の海外流出が続けば、国内産業の空洞化や、我が国の経済成長を支える高付加価値産業の国際競争力の低下につながる懸念されます。
- 出生率の低い都市へ人が集中することで、我が国全体の少子化に拍車をかけています。
- 一方、急速に高齢者が増加する都市では、地価の高さなどの要因から、介護施設等の整備に大きな不安があります。

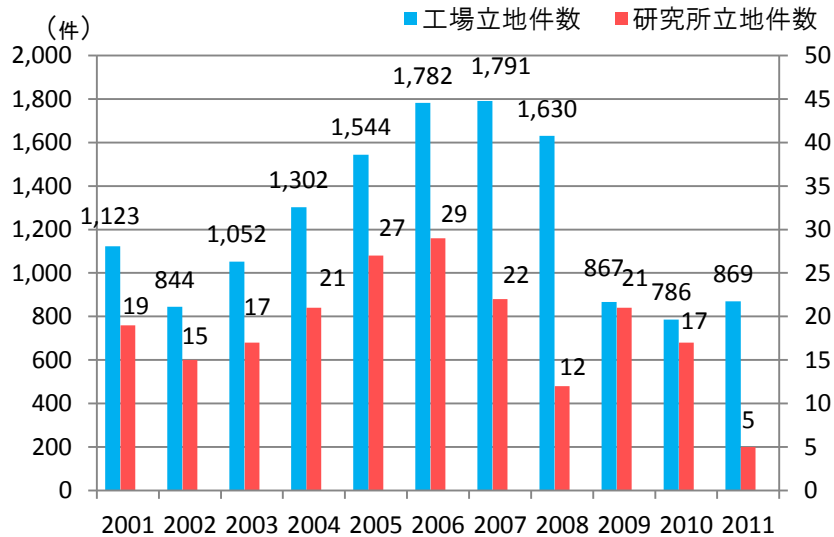
対策

- ◆企業の海外流出防止と国内分散の促進
- ◆地方への移住促進と地方での高齢者受入れ環境の整備

- 企業の海外流出を防止し、国内産業の維持・確保を図るため、地方への投資を促進するための政策誘導が必要です。これにより、豊かな自然やゆったりとした子育て環境が整う地方への人口分散にもつながります。
- 高齢者が元気で生き生きと安心して暮らせる社会をつくり、子育てしやすい環境を充実させるため、有益なライフスタイルの一つである多世代同居を促進することが必要です。
- 地価が安く、豊かな自然に恵まれ、高齢化に対応した地域づくりが進んでいる地方に、高齢者が安心して暮らせる高齢者受入れ環境の整備を進める必要があります。

工場および研究所の立地件数の推移

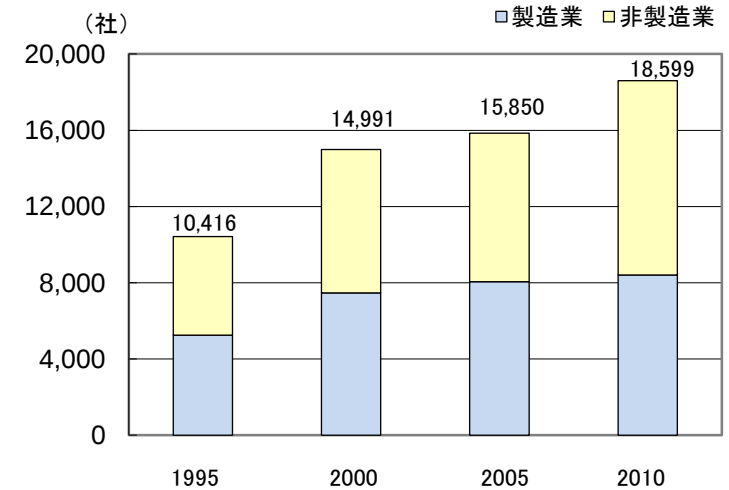
国内の工場および研究所の立地件数は減少の傾向



資料：経済産業省「工場立地動向調査」

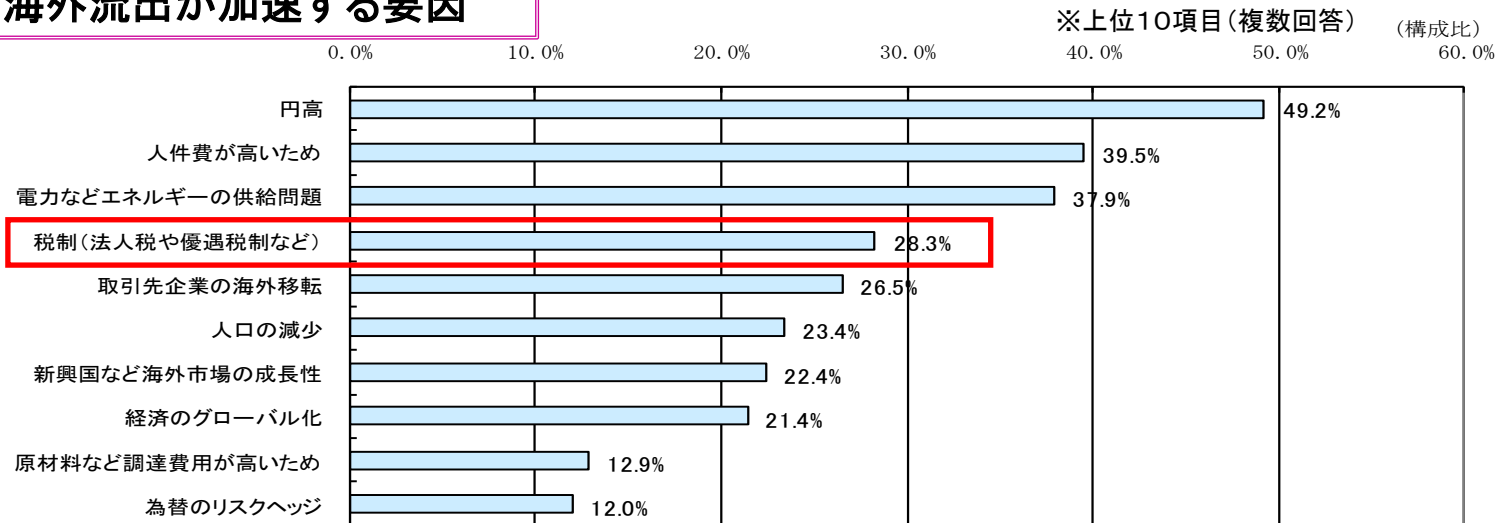
海外現地法人数の推移

海外現地法人数は年々増加の傾向



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」

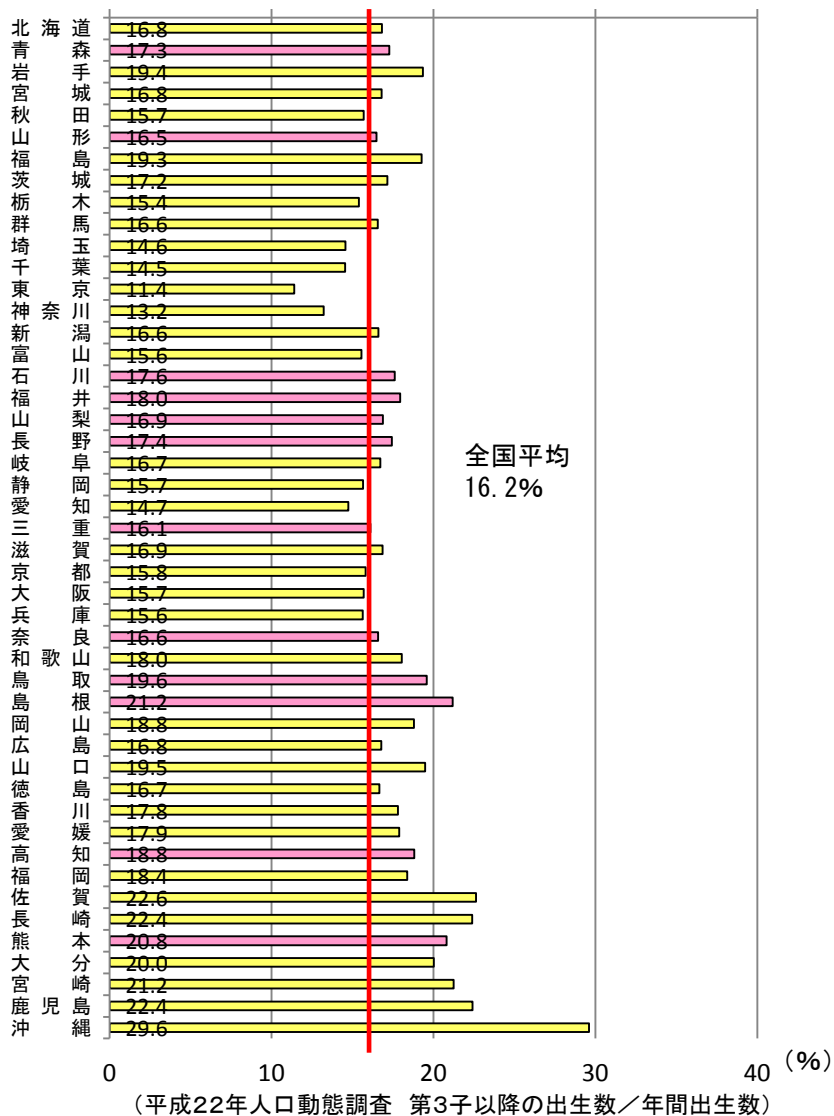
海外流出が加速する要因



資料：帝国データバンク「産業空洞化に対する企業の意識調査」(23年7月)より福井県作成

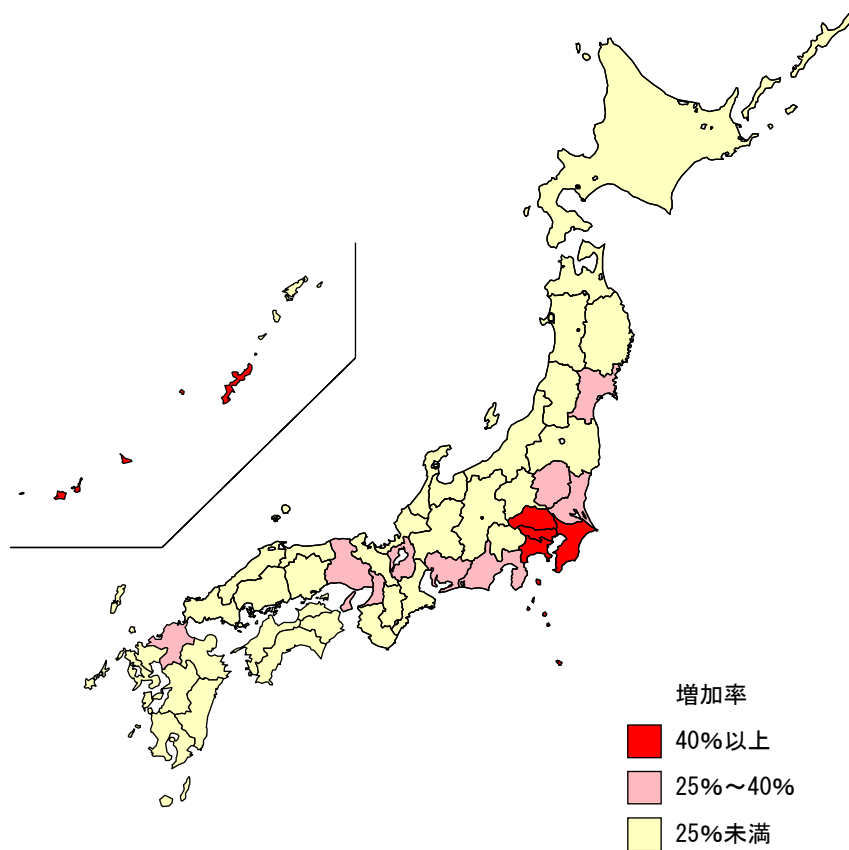
第3子以降の子どもの出生割合

地方では子どもを生み育てやすい環境が充実



高齢者の増加推計(2010年ー2035年)

都市においては高齢者が急速に増加する見込み



資料：平成22年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」

I - 1 産業の空洞化防止および少子高齢化問題の解決

新たな国づくり税制

企業の国内分散を促進する優遇税制の創設

〔法人税、法人事業税〕

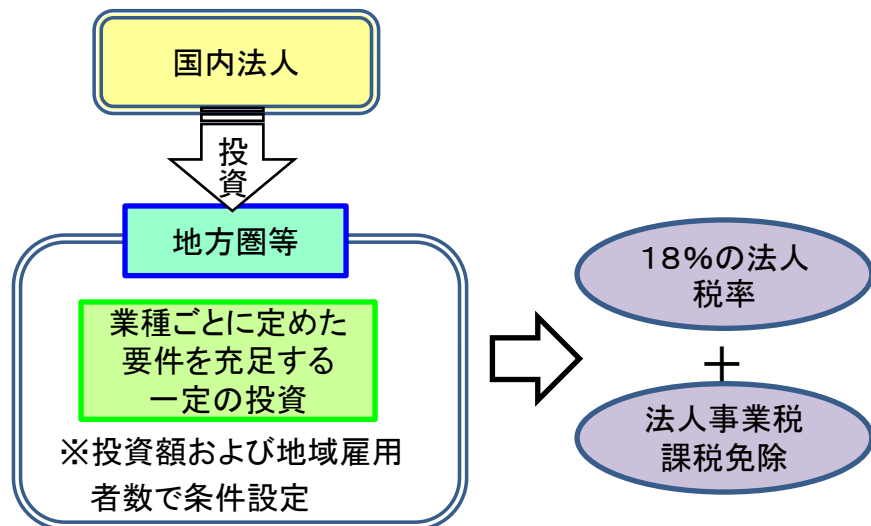
『企業の海外流出防止』と『子育てしやすい地方への人の国内分散』を同時に実現

○ 地方圏等に一定の投資を行った法人に対して、5年間法人税等を軽減する優遇税制を創設

〔優遇措置の内容〕

法人税	○地方圏等※に一定の投資を行った法人に対して、 18%の軽減税率を適用(5年間)
法人事業税	○地域雇用者数に応じて課税免除

〔イメージ図〕



※ 地方圏等の定義(ケース1)

「特定の資産の買換えの場合の課税の特例(企業移転促進を目的とした特例)」で使用する「既成市街地等(下表)」以外

区分	都府県名	既成市街地等
首都圏	東京都	23区・武蔵野市の全域等
	神奈川県	横浜市・川崎市の特定の区域
	埼玉県	川口市の特定の区域
近畿圏	大阪府	大阪市の全域等
	京都府	京都市の特定の区域
	兵庫県	神戸市等の特定の区域
中部圏	愛知県	名古屋市の特定の区域

※ 地方圏等の定義(ケース2)

社会増減の率に応じて、都道府県を社会増が大きい地域(抑制地域)、ニュートラルな地域、社会減が大きい地域(誘導地域)に3分類

抑制地域	社会増加率が高い順に並べ、人口シェアで4分の1に達するまでの都道府県
ニュートラル地域	抑制地域・誘導地域以外の都道府県
誘導地域	社会減少率が高い順に並べ、人口シェアで4分の1に達するまでの都道府県

新たな国づくり税制 三世代同居を促進する優遇措置の拡充 〔不動産取得税、固定資産税〕

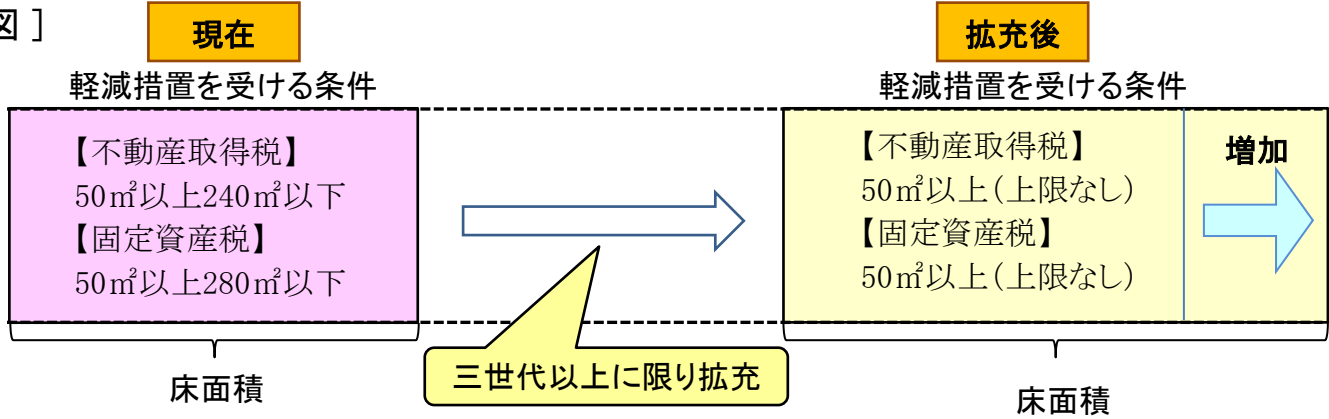
『高齢者が元気に安心して暮らせる社会の実現』と『子育て環境の充実』

- 鳥取県が独自に実施している「一定規模を超える住宅についても、三世代以上が同居する場合には、不動産取得税等を軽減」する優遇税制を全国に拡充

〔優遇措置の内容〕

不動産取得税	三世代以上が同居する場合、240㎡を超える家屋についても、軽減措置を適用 ○家屋：1,200万円の特例控除額に相当する税額を減額（1,200万円×税率3%） ○土地：土地の取得から一定の期間内に家屋を取得した場合、または家屋の取得から一定の期間内に土地を取得した場合は、次のアとイのいずれか高い金額を減免 ア 45,000円 イ 土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍（上限200㎡）×税率（3%）
固定資産税	三世代以上が同居する場合、280㎡を超える家屋についても、軽減措置を適用 ○家屋：120㎡に相当する税額を1／2に減額（3年間）

〔イメージ図〕



I-3 産業の空洞化防止および少子高齢化問題の解決

新たな国づくり税制

地方で高齢者受入れ施設の整備を促進する税制の創設 [法人税等]

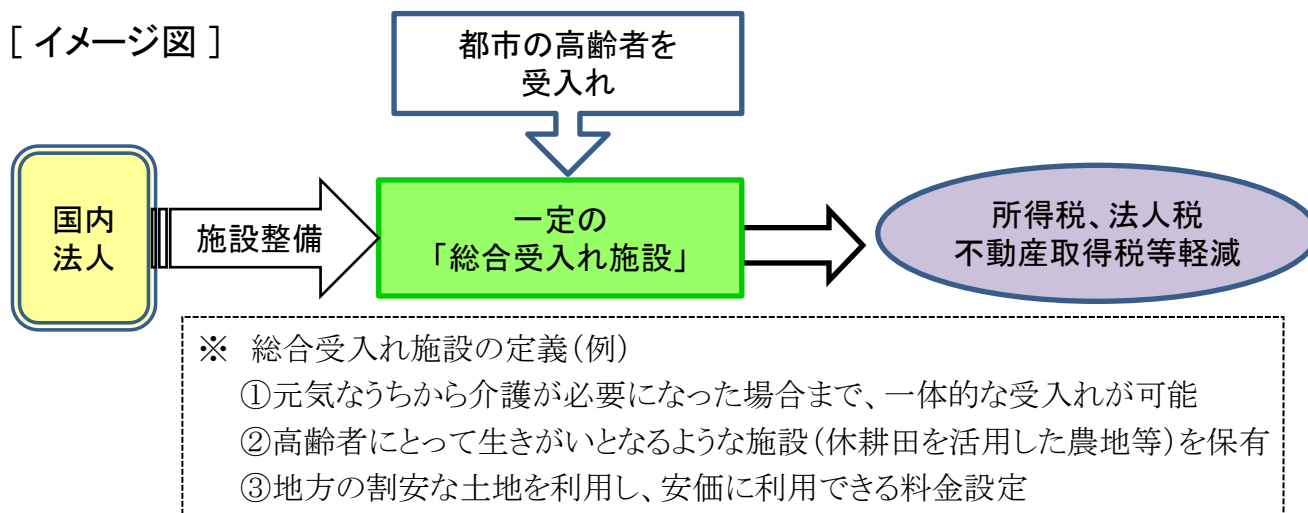
豊かな自然環境に恵まれ、高齢化に対応した地域づくりが進んでいる地方が『都市の高齢化問題』を解決

○ 地方において一定の「総合受入れ施設」の整備を行った場合、法人税等を軽減する優遇税制を創設

[優遇措置の内容]

所得税・法人税	○割増償却40%(5年間)
不動産取得税	○家屋:課税標準から1200万円控除 ○土地:家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当の価格等を減額 床面積要件の緩和(40㎡以上/戸→30㎡以上/戸)
固定資産税	○家屋:税額の軽減(2分の1→3分の1)、期間の延長(3年→5年) 床面積要件の緩和(40㎡以上/戸→30㎡以上/戸)

[イメージ図]



[制度実現への課題]

地方での高齢者受入れ施設を整備するためには、今回提言する税制だけでなく、制度改正など、政策的なアプローチも必要である。

[必要な制度改正の一例]

◆受入れ自治体の負担軽減

介護保険施設等においては、他の地域から高齢者を受け入れた場合、介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療の費用は、もとの住所地の自治体が負担し、受入れ先の自治体の負担を軽減することになっている。

「総合受入れ施設」についても、同様な制度を設けるなど、受入れ先の自治体の負担を軽減する必要がある。

暮らしやすい地方に移住を促進する視点

- 移住先での土地・家屋の取得費等の負担増に対する支援を行い、暮らしやすい地方への移住を促進



都 市

都市から地方への移住に伴う負担軽減策

●遠距離通勤費の優遇措置の拡充

- 〔 ・ 所得税の非課税限度額を10万円から20万円に拡充 〕

●優良田園住宅など一定の要件に該当する住宅への入居者に対する優遇税制

- 〔 ・ 引越費用の所得控除、移住に伴い売却した家屋の譲渡損失の損益通算および繰越控除の対象拡大（所得税）
・ 不動産取得税の免除、固定資産税の一定期間免除 〕

我が国の少子化に歯止めをかける視点

- 従業員の子育てを応援する企業に対する支援を行い、我が国全体の少子化を改善



地 方

子育て応援企業への支援策

●従業員の子育てを応援する企業に対し、法人税を税額控除

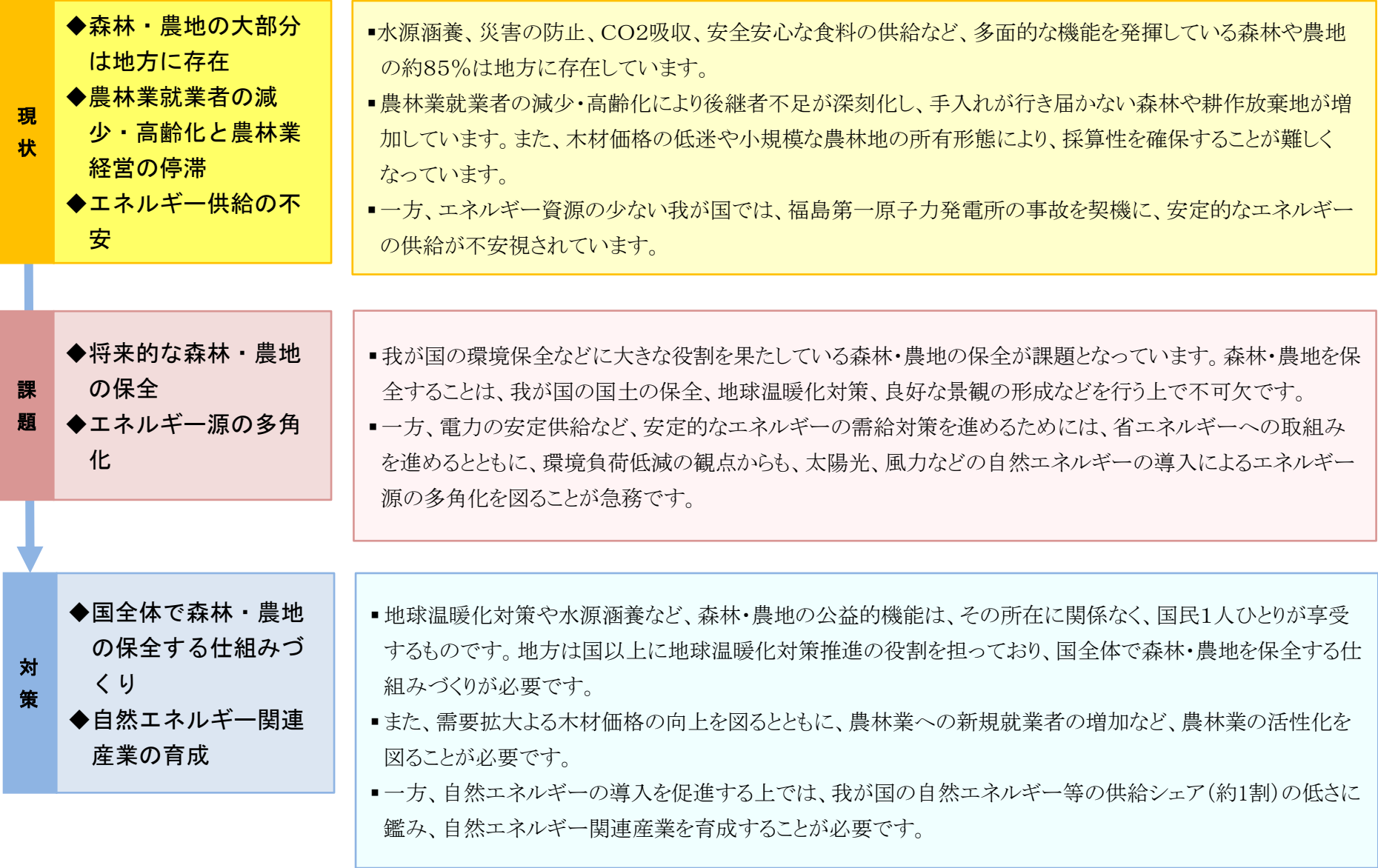
- 〔 ・ 次世代育成支援を計画的かつ着実に実施している企業に対し、必要なコストの一部を法人税から税額控除 〕

Ⅱ 地方の資源を活かし、我が国の環境・エネルギー問題を解決

【新たな国づくりのための税制】

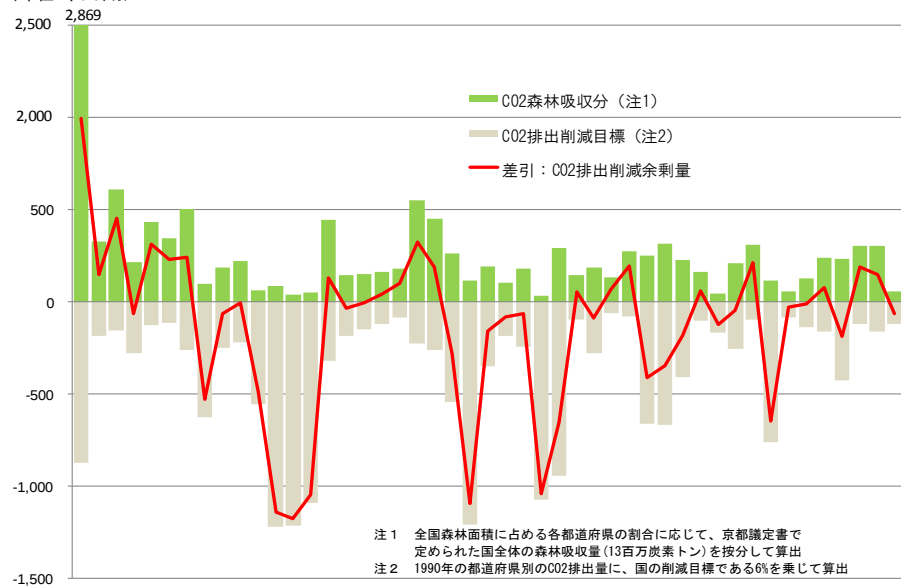
- 1 国全体で森林・農地の保全財源を確保
- 2 森林吸収量の市場取引制度を普及拡大
- 3 県産材の需要拡大により森林環境を保全
- 4 自然エネルギー関連産業育成のための優遇税制の創設

Ⅱ 地方の資源を活かし、我が国の環境・エネルギー問題を解決



CO2排出削減目標と森林によるCO2吸収量（試算値）

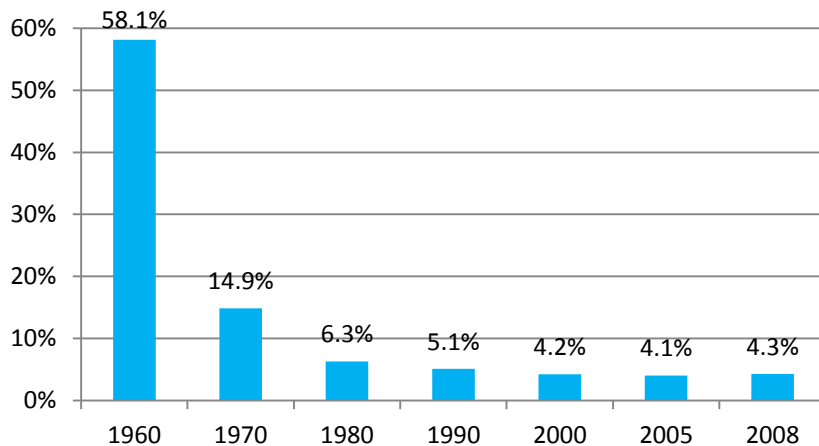
（単位：千t-C）※



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿冲
 海森手城田形島城木馬玉葉京川湯山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児
 道県県県

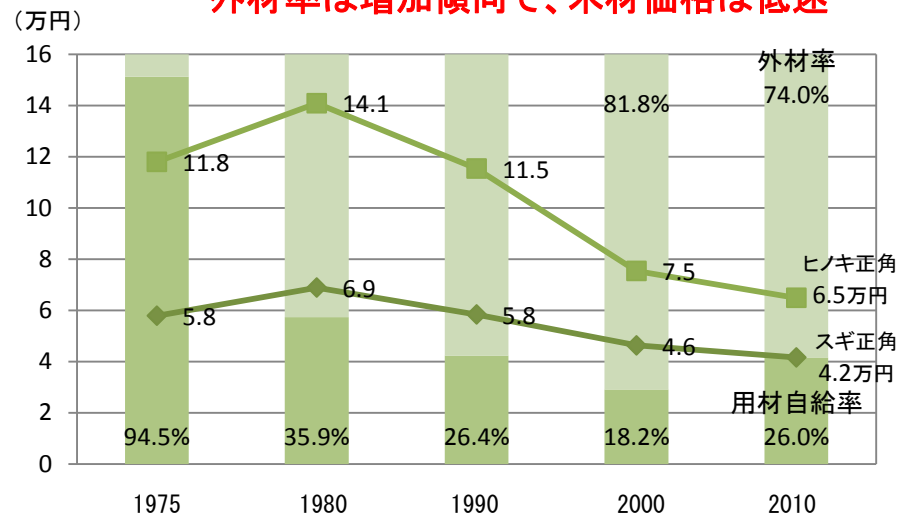
我が国のエネルギー自給率の推移

我が国のエネルギー自給率は低迷しており、自然エネルギー導入により、エネルギー源の多角化が必要



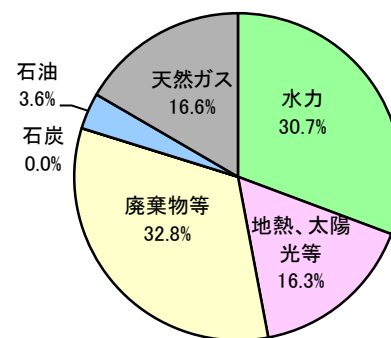
用材自給率と丸太価格の推移

外材率は増加傾向で、木材価格は低迷



資料：農林水産省
 「森林・林業白書（平成23年度版）」

エネルギー自給率4.3%の内訳（2008年）



資料：経済産業省
 「エネルギー白書2011」

新たな国づくり税制

国全体で森林・農地の保全財源を確保

〔都道府県民税の付加税〕

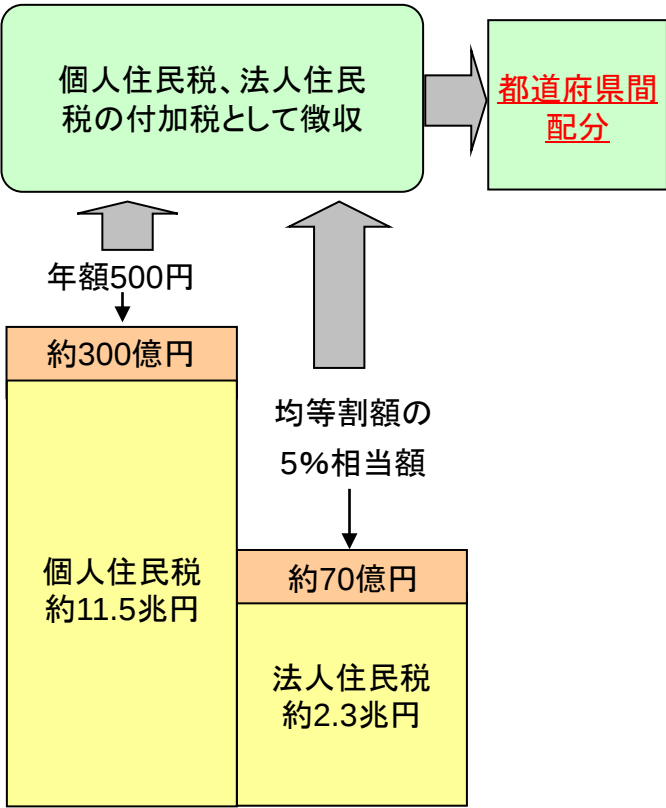
多様な分野において広く我が国全体に役割を果たしている森林・農地の環境保全にかかる財源を確保

○ 全国33県が独自に導入している「森林環境等を保全するための税」を法定税化し、広域の課題に対応するための財源として都道府県間で分配する制度を創設

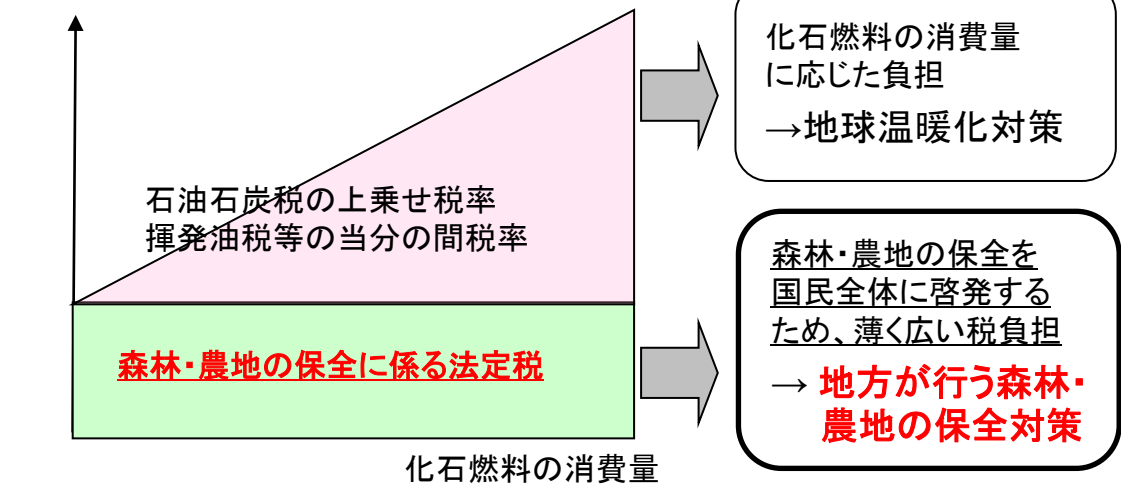
〔制度の内容〕

課税の方法	○都道府県民税(均等割)に上乗せ 個人:年額500円、法人:均等割額の5%相当額
税収配分の方法	○森林・農地面積や面積・人口等に応じて都道府県間で配分 (都道府県独自の超過課税も可)

〔イメージ図〕



＜地球温暖化対策税との関係＞



Ⅱ－２ 地方の資源を活かし、我が国の環境・エネルギー問題を解決

新たな国づくり税制 森林吸収量の市場取引制度を普及拡大〔法人税、法人住民税、法人事業税〕

J-VER制度の普及拡大を図ることにより、国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林の整備・保全を推進

- 企業が「J-VER制度」を活用し、クレジット(J-VER)を償却した場合、法人税等の損金算入を認める優遇税制を創設

〔優遇措置の内容〕

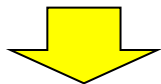
法人税
法人住民税
法人事業税

○企業がJ-VERを無効化(償却)した場合、無効化した日を含む事業年度において、当該J-VERの価額に相当する額を「国等に対する寄付金」として全額損金の額に算入

※「J-VER制度」

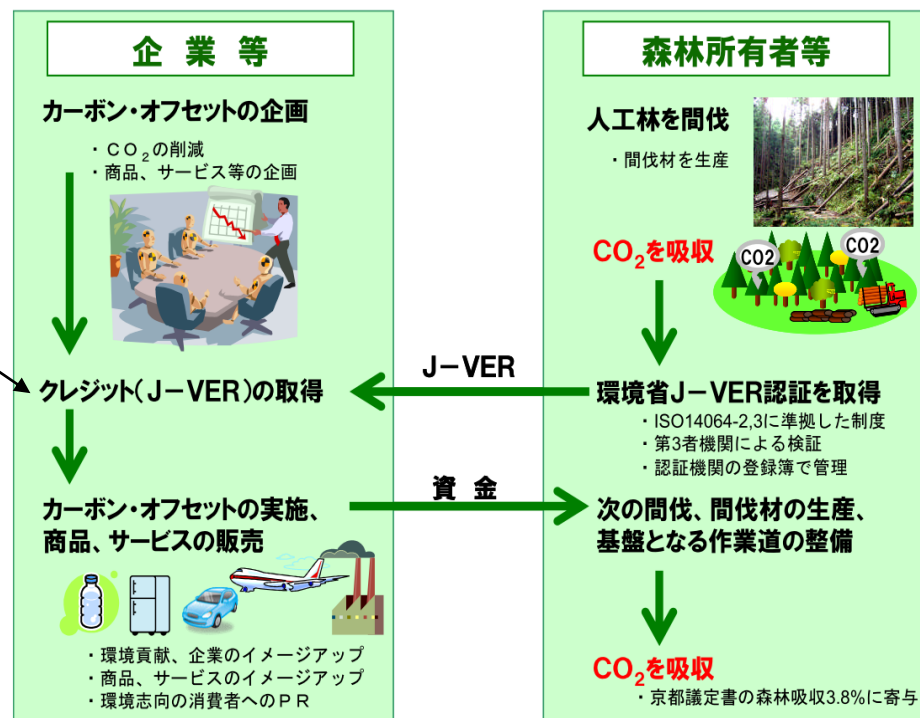
地球温暖化対策の一つとして、国内の林業活動等により確保された森林吸収量をカーボン・オフセットに用いられるクレジットとして認証
(環境省により平成20年度に創設)

○クレジットを無効化(償却)した事業年度において損金算入を認める。



- ・J-VER購入のインセンティブ付与
- ・J-VER取引量の拡大

〔イメージ図〕



新たな国づくり税制 県産材の需要拡大により森林環境を保全〔不動産取得税、固定資産税〕

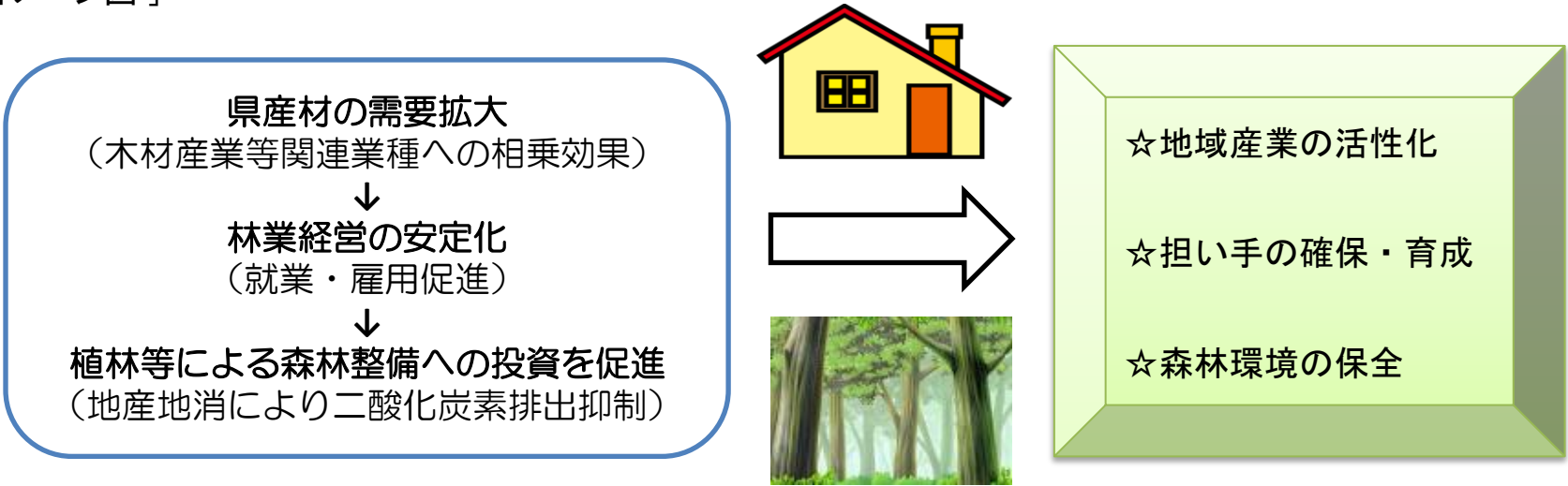
県産材の需要を高め、林業の活性化・経営の安定化を図ることにより、森林環境の保全を推進

○ 県産材(国内各地域で伐採され、加工された木材)を使用した新築住宅について、不動産取得税等を軽減する優遇税制を創設

[優遇措置の内容]

不動産取得税	新築住宅に係る課税標準の特例措置の拡充（1,200万円 → 1,300万円控除）
固定資産税	新築住宅に対する減額（2分の1）の期間延長（原則3年 → 5年）

[イメージ図]



Ⅱ－４ 地方の資源を活かし、我が国の環境・エネルギー問題を解決

新たな国づくり税制

自然エネルギー関連産業育成のための優遇税制の創設〔法人税等〕

事業者等の投資を促進し、自然エネルギー関連産業を育成することにより、エネルギー源の多角化を推進

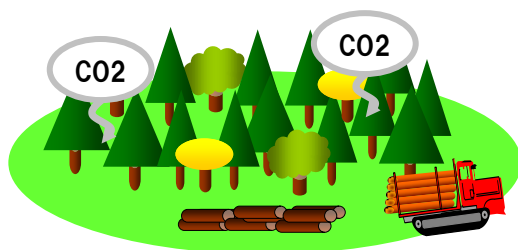
- 発電事業者の設備投資の促進やランニングコストを軽減するための優遇税制を創設
- 自然エネルギーにかかる投資を促進するため、エンジェル税制を拡充

[優遇措置の内容]

目的	軽減措置	概要
設備投資促進	投資した設備が稼動する前事業年度まで、法人税を無税化	○投資計画の認定を受けた法人が、所得金額を限度として積み立てた「自然エネルギー発電設備投資等準備金」を損金の額に算入できる制度を創設 ○投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる(準備金の範囲で即時償却)制度を創設
ランニングコスト軽減	発電量に応じた税額控除	○自然エネルギー源による発電量に対して、1kWh当たり一定額の税額控除を創設(10年程度の暫定措置)
	法人事業税の優遇措置	○設備投資額に応じて、法人事業税を免除
自然エネルギー投資促進	所得税の優遇措置(エンジェル税制)を拡充	○自然エネルギー運営企業や自然エネルギー事業投資に特化した投資ファンド等への出資をエンジェル税制の対象に追加

林業を活性化させるための新たな視点

- 森林の集約・集積を図り、採算性向上により、林業を活性化



林業経営の集約化・安定化のための支援策

- 林業経営の継続における相続税、贈与税の納税猶予制度の創設および拡充

- ・対象となる山林規模の引下げ
(100ha → 30ha)
- ・納税猶予中に意欲ある担い手に森林を貸し付けた場合の納税猶予措置の継続

農業就業者を増加させるための視点

- 農業法人の税負担を軽減し、新規就農者の雇用を促進



新規就農を促進する優遇策

- 新規就農者を積極的に雇用する農業法人に対して法人事業税を優遇

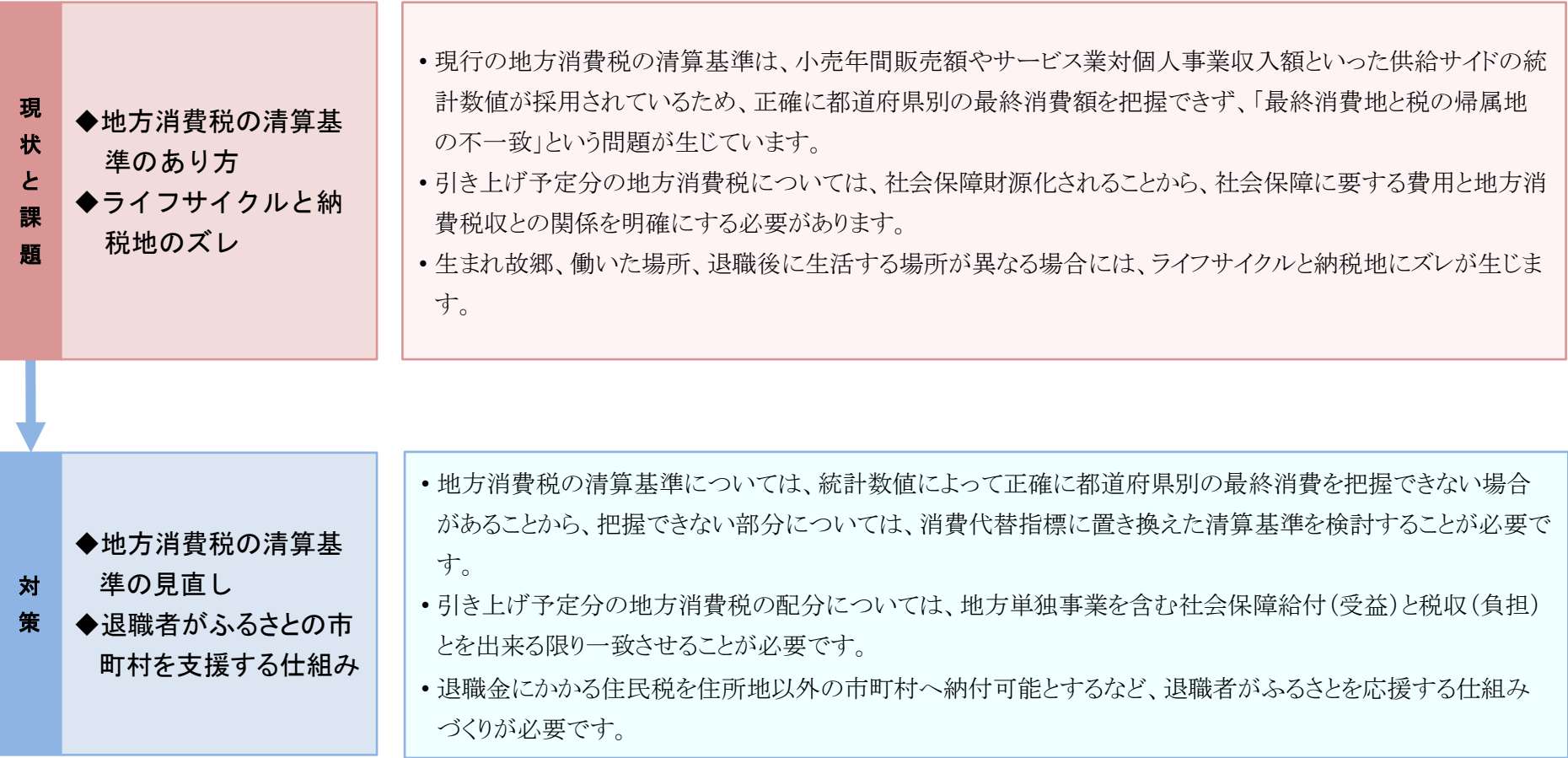
- ・新規雇用者1人につき、法人事業税額の20%相当分を減額(法人事業税の1/2を限度)

Ⅲ 地方の特色ある政策を実現する仕組みづくり

【新たな国づくりのための税制】

- 1 地方消費税の清算基準の見直し
- 2 退職者が「ふるさと」を応援する仕組み

Ⅲ 地方の特色ある政策を実現する仕組みづくり



Ⅲ－１ 地方の特色ある政策を実現する仕組みづくり

新たな国づくり税制

地方消費税の清算基準の見直し

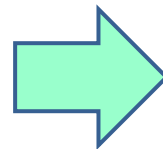
地方消費税の清算基準を見直すとともに、引き上げ予定分については、社会保障財源化に見合った取扱いを実施

- 現行分の地方消費税について、最終消費地と税の帰属地を一致
- 引き上げ予定分の地方消費税について、社会保障財源化されることを踏まえ、地方単独事業を含む社会保障給付(受益)と税收(負担)をできる限り一致

〔現行分の清算基準の見直し〕

現 行

「小売年間販売額」や「サービス業対個人事業収入額」といった供給サイドの統計数値を採用



見直し案

正確に都道府県別の最終消費を把握できない部分について、消費代替指標として「人口」にウエイトを置いた清算基準に見直し

〔引き上げ予定分の取扱い〕

現行分の地方消費税とは区分し、地方全体の税收をプールの上、地方の社会保障経費と相関の高い高齢者人口や若年者人口などに応じて配分

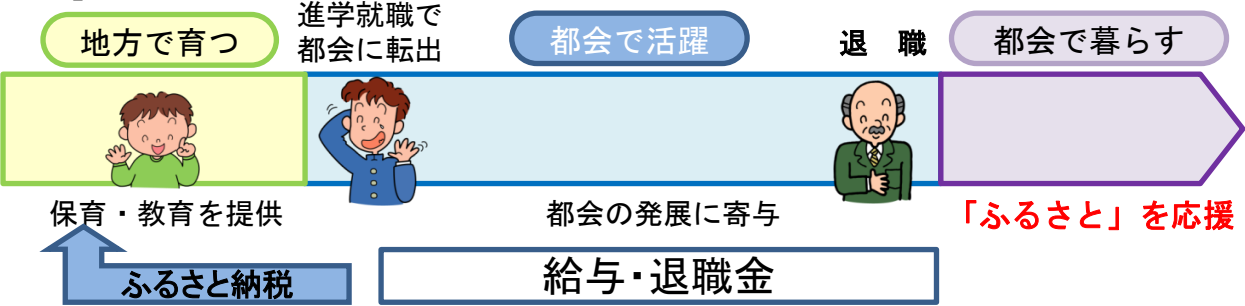
配分指標	65歳以上人口	18歳以下人口
考え方	介護給付費は65歳以上、後期高齢者医療費は75歳以上の高齢者を対象としており、また、医療費のうち主要な経費である国民健康保険は主として退職者を対象としている。 これらの地方負担は、地方の社会保障四経費全体の概ね3/4を占める。	少子化対策は、主として18歳以下を対象としている。 これらの地方負担は、地方の社会保障四経費全体の概ね1/4を占める。

新たな国づくり税制 退職者が「ふるさと」を応援する仕組み [個人住民税]

退職者が、退職所得で「ふるさと」を応援できる仕組みづくり

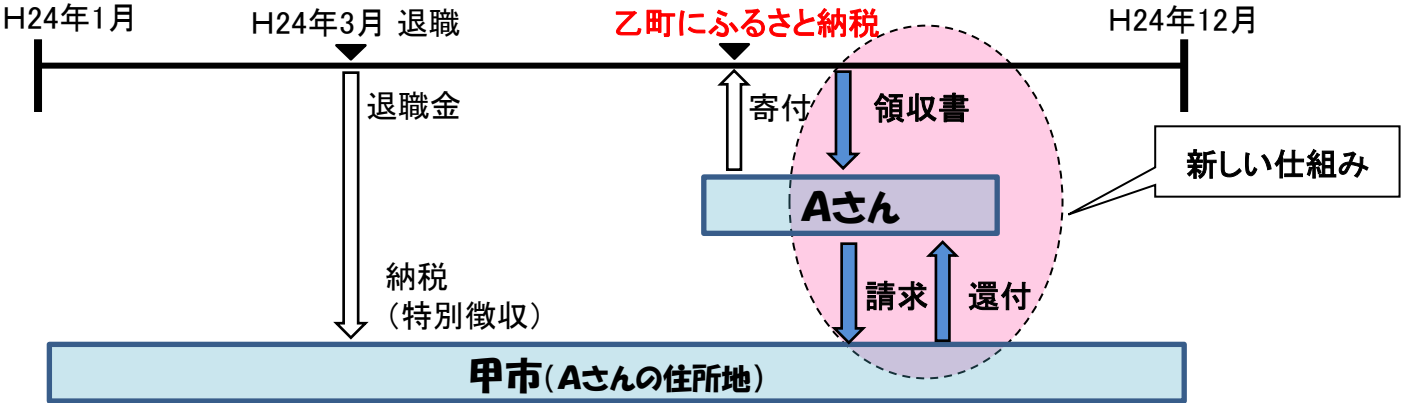
- 生まれ故郷、働いた場所、退職後に生活する場所が異なる場合は、ライフサイクルと納税地にズレが生じることから、「ふるさと納税」の考え方を退職所得にも適用

[イメージ図]



[仕組み]

退職所得に係る個人住民税について、他の所得とは分離して寄付金控除を適用する仕組みを創設



Ⅲ－３ 地方の特色ある政策を実現する仕組みづくり

受益に応じた適正な納税を実現する視点

○事業活動が行われているにもかかわらず、地方税法上の事務所等の要件を満たしていないため、自治体に納税されないケースが増加

事務所等の定義を見直し

- 地方税法上の事務所等の定義を見直し
- 分割基準の見直し

(見直しを必要とする事例)

- ・鉄道事業では、物的施設(軌道)が存在して受益を受けているにもかかわらず、事務所等が存在しないため、受益に応じた納税が行われない。
- ・移動電気通信業では、現行の分割基準において事務所等の数や従業者の数を採用しているが、事業活動の規模を適正に表している指標とは言えない。

企業が行う寄付を促進する視点

○寄付の対象について、団体の種別に着目するのではなく、事業そのものの公益性に着目し、優遇措置を判断

寄付金税制の拡充

- NPOなどの団体等が行う公益事業に対し、企業が寄付を行う場合の優遇措置(全額損金算入を可)を創設
(事業の公益性については自治体が個別に認定)

